



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年 8月16日金曜日 第2496号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(業務衛生課) ...	625
指定自立支援医療機関の指定.....	(障害福祉課) ...	625
大規模小売店舗の新設の届出の概要等 (2 件)	(経営支援課) ...	626
農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	(農政課) ...	627
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課) ...	628
海岸保全区域の指定の一部改正.....	(港湾海岸課) ...	628
海岸保全区域の指定.....	(") ...	628
海岸保全区域の指定の一部改正.....	(") ...	628
海岸保全区域の指定.....	(") ...	628
海岸保全区域の指定の一部改正.....	(") ...	629
介護員養成研修事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	633
開発行為に関する工事の完了 (2 件)	(中予地方局建築指導課) ...	633
指定道路の指定.....	(") ...	634
新たな土地改良事業の施行の認可.....	(南予地方局農村整備課) ...	634
指定道路の指定.....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	634
医師の指定.....	(身体障害者更生相談所) ...	634
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	634
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	635

公営企業公告

コンピュータ断層撮影システムの借入れ.....	(公営企業管理局総務課) ...	635
-------------------------	--------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第925号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入 札 公 告 日
衛生指導総合情報システムサーバ機器等の賃貸借及び保守管理業務委託一式	愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年7月23日	日通商事株式会社松山支店 松山市富久町393番地3	555,135円 (月額)	一般競争入札	平成25年6月7日

○愛媛県告示第926号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町1丁目246番地1	西予市長	腎臓に関する医療 (更生医療)	平成25年 8月1日

○愛媛県告示第927号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
くすりのレデイ和泉店・シュー・プラザ松山はなみずき通り店
松山市和泉南二丁目7番地1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社伊賀メディカル
西条市玉津583番地の4
代表取締役 伊賀 日登美
有限会社和泉パールハイツ
松山市和泉南二丁目11番6号
代表取締役 山田 禎保
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社レデイ薬局
松山市南江戸四丁目3番37号
代表取締役 三橋 信也
株式会社チヨダ
東京都杉並区成田東四丁目39番8号
代表取締役 舟橋 政男
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年4月3日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,244平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
60台
イ 駐輪場の収容台数
36台
ウ 荷さばき施設の面積
17.5平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9.3立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後10時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成25年 8月2日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第928号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ四国中央妻鳥店
四国中央市妻鳥町字上柳ノ内515番地1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ナチュラル株式会社
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 信
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ナチュラル株式会社
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 信
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年4月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,216平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
46台
イ 駐輪場の収容台数
33台
ウ 荷さばき施設の面積

- 38平方メートル
- 工 廃棄物等の保管施設の容量
- 7 2立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 24時間
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 - 2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
 - 平成25年7月31日
- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
 - 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第929号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成25年度分の交付金、負担金及び補助金から適用する。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																								
<p>(事業遂行状況報告)</p> <p>第7条 市町又は県農業会議は、交付金等の交付の決定を受けた年度の12月 _____ 末日現在において交付金等交付事業の遂行の状況報告書（様式第6号の(1)又は(2)）を作成し、当該年度の1月 _____ 15日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。</p> <p><u>2 知事は、必要があると認めるときは、市町又は県農業会議に対し、前項に定めるもののほか、交付金等交付事業の遂行の状況について報告を求めようことがある。</u></p> <p>様式第6号の(1)（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業委員会交付金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">事業の遂行状況</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">12月末日 _____ までに完了したもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第6号の(2)（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業会議負担金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条第</td> </tr> </table>	省略				年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業委員会交付金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。				事業の遂行状況			備考	区 分	12月末日 _____ までに完了したもの		省略		省略			省略				年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業会議負担金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条第				<p>(事業遂行状況報告)</p> <p>第7条 市町又は県農業会議は、交付金等の交付の決定を受けた年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において交付金等交付事業の遂行の状況報告書（様式第6号の(1)又は(2)）を作成し、当該四半期の最終月の翌月の15日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。</p> <p>様式第6号の(1)（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業委員会交付金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条 _____ の規定に基づき、次のとおり報告する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">事業の遂行状況</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第 四半期までに完了したもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第6号の(2)（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業会議負担金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条</td> </tr> </table>	省略				年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業委員会交付金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条 _____ の規定に基づき、次のとおり報告する。				事業の遂行状況			備考	区 分	第 四半期までに完了したもの		省略		省略			省略				年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業会議負担金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条			
省略																																																									
年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業委員会交付金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。																																																									
事業の遂行状況			備考																																																						
区 分	12月末日 _____ までに完了したもの																																																								
	省略																																																								
省略																																																									
省略																																																									
年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業会議負担金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条第																																																									
省略																																																									
年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業委員会交付金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条 _____ の規定に基づき、次のとおり報告する。																																																									
事業の遂行状況			備考																																																						
区 分	第 四半期までに完了したもの																																																								
	省略																																																								
省略																																																									
省略																																																									
年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のあつた農業会議負担金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）第7条																																																									

1 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

事業の遂行状況			備考
区 分	12月末日 までに完了したもの		
	省略		
省略			

注 省略

様式第 8 号の(2) (第 8 条関係)

省略

1・2 省略

3 会議開催状況

(1) 総会 回、常任議員会議 回 計 回

(2) 出席した議員の数

総会出席議員数	常任議員会議出席議員数
延べ 人	延べ 人

4～7 省略

別紙 省略

___ の規定に基づき、次のとおり報告する。

事業の遂行状況			備考
区 分	第 四半期までに完了したもの		
	省略		
省略			

注 省略

様式第 8 号の(2) (第 8 条関係)

省略

1・2 省略

3 会議開催状況

総会 回、常任議員会議 回 計 回

4～7 省略

別紙 省略

○愛媛県告示第930号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年 8月16日から29日まで

○愛媛県告示第931号

海岸保全区域の指定（昭和32年 9月愛媛県告示第721号）の一部を次のように改正する。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

別表戸板の項を削る。

○愛媛県告示第932号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

海岸名	市 町	主管省	管理者	区 域
燧灘沿岸戸板海岸	今治市	国土交通省	愛媛県知事	今治市上浦町井口7333番から同 井口7585番 1 まで

○愛媛県告示第933号

海岸保全区域の指定（昭和33年 3月愛媛県告示第275号）の一部を次のように改正する。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

別表 3 の表泊の項を削る。

○愛媛県告示第934号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

海岸名	市 町	主管省	管理者	区 域
燧灘沿岸泊海岸	今治市	国土交通省	愛媛県知事	今治市上浦町盛3110番から同 井口1000番 2 まで

○愛媛県告示第935号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第277号）の一部を次のように改正する。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
燧 灘 沿 岸				燧 灘 沿 岸			
海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域	海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域
省略				省略 甘崎港 (上浦 村)	甘崎		イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、へ線 及びト線により囲まれた区域 注 イ線 大字甘崎字小又新田甲1473番地 港湾区域境界標柱から110度30メー ルの地点まで引いた線 ロ線 イ線の終点より大字甘崎字松原 新田甲4324番地地先港湾区域境界標 柱から79度30メートルの地点に至る 甘崎海岸護岸天端前肩から海面側30 メートルの線 ハ線 ロ線の終点から大字松原新田甲 4324番地地先港湾区域境界標柱まで 引いた線 ニ線 ハ線の終点より259度30メー ルの地点まで引いた線 ホ線 ニ線の終点より甘崎小又新田甲 1476の3番地標柱に至る甘崎海岸護 岸天端前肩から陸地側20メートルの 線 へ線 ホ線の終点よりイ線の起点から 290度40メートルの地点まで引いた線 ト線 へ線の終点とイ線の起点を結ん だ線
上浦港 (今治 市)	省略			上浦港 (今治 市)	省略		
同	甘崎		<u>基点7から基点23までを順次結んだ線並びに基点23、補助点19、補助点18、補助点17、補助点16、補助点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5及び基点7を順次結んだ線により囲まれた区域</u> 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点7は、古城島四等三角点（北緯34度14分39秒、東経133度03分21秒）が				

ら254度38分36秒250.73メートルの地点
基点8は、基点7から290度07分06秒

40.00メートルの地点
基点9は、基点8から200度29分59秒

168.96メートルの地点
基点10は、基点9から267度16分47秒

81.64メートルの地点
基点11は、基点10から177度38分23秒

289.23メートルの地点
基点12は、基点11から162度25分51秒

57.50メートルの地点
基点13は、基点12から185度28分26秒

22.93メートルの地点
基点14は、基点13から90度07分06秒

44.33メートルの地点
基点15は、基点14から180度24分39秒

60.14メートルの地点
基点16は、基点15から168度53分25秒

137.00メートルの地点
基点17は、基点16から134度55分25秒

90.94メートルの地点
基点18は、基点17から176度39分04秒

61.36メートルの地点
基点19は、基点18から107度11分09秒

5.04メートルの地点
基点20は、基点19から189度41分59秒

16.74メートルの地点
基点21は、基点20から279度47分23秒

17.29メートルの地点
基点22は、基点21から195度03分25秒

147.85メートルの地点
基点23は、基点22から101度07分06秒

30.00メートルの地点
補助点5は、基点7から102度08分03秒

30.32メートルの地点
補助点6は、基点9から105度37分34秒

70.25メートルの地点
補助点7は、基点9から150度37分07秒

55.39メートルの地点
補助点8は、基点10から131度58分25秒

69.90メートルの地点
補助点9は、基点11から63度14分18秒

54.90メートルの地点
補助点10は、基点12から54度34分15秒

56.84メートルの地点
補助点11は、基点14から31度19分34秒

63.71メートルの地点
補助点12は、基点16から62度05分35秒

57.45メートルの地点
補助点13は、基点17から58度56分41秒

56.58メートルの地点
補助点14は、基点17から92度55分32秒

50.25メートルの地点

		<p>補助点15は、基点19から87度57分57秒81.19メートルの地点</p> <p>補助点16は、基点20から130度25分29秒97.76メートルの地点</p> <p>補助点17は、基点20から156度29分13秒108.41メートルの地点</p> <p>補助点18は、基点20から166度34分03秒79.22メートルの地点</p> <p>補助点19は、基点23から82度16分45秒27.19メートルの地点</p>			
同	井ノ口	<p>基点24から基点45までを順次結んだ線並びに基点45、補助点32、補助点31、補助点30、補助点29、補助点28、補助点27、補助点26、補助点25、補助点24、補助点23、補助点22、補助点21、補助点20及び基点24を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点24は、好味四等三角点（北緯34度15分43秒、東経133度02分39秒）から337度04分24秒1.438.71メートルの地点</p> <p>基点25は、基点24から250度26分18秒42.07メートルの地点</p> <p>基点26は、基点25から275度49分19秒26.78メートルの地点</p> <p>基点27は、基点26から189度05分07秒39.65メートルの地点</p> <p>基点28は、基点27から105度37分57秒91.75メートルの地点</p> <p>基点29は、基点28から154度41分59秒901.95メートルの地点</p> <p>基点30は、基点29から215度41分37秒38.92メートルの地点</p> <p>基点31は、基点30から231度48分59秒95.24メートルの地点</p> <p>基点32は、基点31から159度40分35秒84.15メートルの地点</p> <p>基点33は、基点32から106度20分31秒45.81メートルの地点</p> <p>基点34は、基点33から22度51分04秒37.50メートルの地点</p> <p>基点35は、基点34から57度51分55秒69.43メートルの地点</p> <p>基点36は、基点35から152度56分52秒279.93メートルの地点</p> <p>基点37は、基点36から208度48分03秒103.21メートルの地点</p> <p>基点38は、基点37から143度46分18秒194.30メートルの地点</p> <p>基点39は、基点38から47度56分24秒97.81メートルの地点</p>			

基点40は、基点39から128度13分27秒
277.66メートルの地点
基点41は、基点40から206度08分45秒
95.49メートルの地点
基点42は、基点41から257度38分20秒
46.13メートルの地点
基点43は、基点42から171度11分56秒
44.68メートルの地点
基点44は、基点43から81度37分34秒
149.66メートルの地点
基点45は、基点44から351度11分56秒
18.99メートルの地点
補助点20は、基点24から93度34分54
秒33.14メートルの地点
補助点21は、基点28から146度56分24
秒369.71メートルの地点
補助点22は、基点28から143度01分57
秒401.02メートルの地点
補助点23は、基点24から142度32分43
秒589.26メートルの地点
補助点24は、基点29から97度38分21
秒114.03メートルの地点
補助点25は、基点30から95度23分40
秒92.21メートルの地点
補助点26は、基点36から118度27分57
秒88.32メートルの地点
補助点27は、基点37から102度57分18
秒79.15メートルの地点
補助点28は、基点38から 3度05分02
秒70.89メートルの地点
補助点29は、基点39から31度52分18
秒180.64メートルの地点
補助点30は、基点40から41度50分41
秒184.79メートルの地点
補助点31は、基点41から88度55分07
秒56.27メートルの地点
補助点32は、基点45から46度25分21
秒19.84メートルの地点

(56条)
 肥海港
 (大三
 島町)

肥海
南

イ線、口線、八線、二線及びホ線によ
 り囲まれた区域

注

イ線 大字肥海甲5954番地地先港湾区
 域境界標柱より261度30メートルの地
 点まで引いた線

口線 イ線の終点より、大字肥海甲
 6621番地の2地先、肥海南海岸護岸
 終点から217度30メートルの地点に至
 る、肥海南海岸護岸及び堤防天端前
 肩から海面側30メートルの線

八線 口線の終点から37度50メートル
 の地点まで引いた線

二線 八線の終点より、イ線の起点港
 湾区域境界標柱から81度20メートル

							の地点に至る、肥海南海岸護岸堤防天端前肩から、陸地側20メートルの線 ホ線 二線の終点と、イ線の起点を結んだ線 イ線、口線、八線、二線及びホ線により囲まれた区域 注 イ線 大字肥海6780番地の2地先海岸護岸起点より、268度、20メートルの地点まで引いた線 口線 イ線の終点より358度52メートルの地点まで引いた線 八線 口線の終点から88度40メートル（海岸護岸終点を通り）の地点まで引いた線 二線 八線の終点から178度52メートルの地点まで引いた線 ホ線 二線の終点と、イ線の起点を結んだ線
大見港 (今治市)	省略			(56条)	省略	大見港 (大三島町)	
宮浦港 (大三島町) 省略	省略			宮浦港 (大三島町) 省略	省略		

○愛媛県告示第936号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 8月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
株式会社ファミリーケア	松山市南江戸一丁目1番21号	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年 8月5日

○愛媛県告示第937号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 8月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第22号 平成25年 8月 7日	東温市北野田字大地125番 5、125番 6、126番 1、126番 2、126番 3、126番 4	松山市苞木甲1番地2 松 田 貞 夫

○愛媛県告示第938号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 8月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
25中局建(開)第23号 平成25年 8月 7日	東温市田窪字大坪1118番3、1118番4	倉敷市西中新田501番地12 グランメゾン渡辺A201号 山本泰寛 山本真弓

○愛媛県告示第939号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 8月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成25年 8月 7日
- 3 指定道路の位置
東温市志津川字玉分甲1202番
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 47.31メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第940号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、三崎町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(維持

管理)の施行を平成25年 8月 8日認可した。

平成25年 8月16日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

○愛媛県告示第941号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 8月16日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成25年 8月 6日
- 3 指定道路の位置
八幡浜市保内町宮内1番耕地544番1
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.33メートル
 - (2) 幅員 4.80メートル

○愛媛県告示第942号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	四国中央市国民健康 保険新宮診療所	豊 田 高 志	四国中央市新宮町新宮50番地	平成 25年 8月 1日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	伊 予 診 療 所	舟 戸 督 力	伊予市米湊816-1	平成 25年 8月 1日
免 疫 機 能 障 害	内 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	末 盛 浩 一 郎	東温市志津川	平成 25年 8月 1日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	林 康 人	東温市志津川	平成 25年 8月 1日
音声・言語機能障害・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内 科	三 瓶 病 院	廣 野 明 寿	西予市三瓶町朝立2-1-18	平成 25年 8月 1日
音声・言語機能障害・肢体不自由・呼吸器・肝臓機能障害	内 科	野口眼科・内科・循環器内科	野 口 容 子	四国中央市中曾根町1673-1	平成 25年 8月 1日

○愛媛県告示第943号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
加 戸 弘 二	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548番地	加 戸 病 院	喜多郡内子町内子771番地	平成25年 4月 1日

加 戸 秀 一	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548番地	加 戸 病 院	喜多郡内子町内子771番地	平成25年 4月1日
城 戸 益 宗	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548番地	加 戸 病 院	喜多郡内子町内子771番地	平成25年 4月1日
下 田 直 史	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548番地	加 戸 病 院	喜多郡内子町内子771番地	平成25年 4月1日
柴 田 大 法	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	加 戸 病 院	喜多郡内子町内子771番地	平成25年 4月1日
稲 田 浩 二	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町一丁目24 6番地1	平成25年 7月1日
古 川 浩 次	愛媛県立今治病院	今治市石井町4-5-5	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	平成25年 7月1日
新 居 英 二	社会福祉法人恩賜財団済生会 西条病院	西条市朔日市榎ヶ坪269-1	一般財団法人積善会十全総合 病院	新居浜市北新町1番5号	平成25年 7月1日
矢 野 喜 昭	住友別子病院	新居浜市王子町3-1	独立行政法人国立病院機構愛 媛医療センター	東温市横河原366番地	平成25年 7月16日

○愛媛県告示第944号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成25年 8月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	伊 予 診 療 所	前 川 眞 輝	伊予市米湊816-1	平成 25年 7月 8日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	市立宇和島病院	藤 原 聡	宇和島市御殿町1番1号	平成 25年 7月16日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年 8月16日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
コンピュータ断層撮影システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
コンピュータ断層撮影システム 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成26年1月1日から平成31年12月31日まで
- (5) 借入場所
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433の1
愛媛県立南宇和病院
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>

- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成25年 9月11日（水）午後 5時00分まで。

- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成25年 9月25日（水）から平成25年 9月27日（金）までの電子入札システム稼働時間中（午前 9時00分から午後 8時00分まで（ただし、9月27日は午前 9時59分まで））。

紙入札による場合は、平成25年 9月27日（金）午前 9時59分まで。

- (5) 開札の日時及び場所
平成25年 9月27日（金）午前10時00分
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館 2階）

- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
電話 （089）912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成25年 9月11日（水）午後 5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computed Tomography , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 27 September 2013
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794